

# 次期基本計画に向けた審議について

令和4年5月27日

総務省政策統括官(統計制度担当)

# 公的統計の整備に関する基本的な計画について

## ○概要(目的)

- ・公的統計の整備に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)は、統計法に基づき政府が定める、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である
- ・基本計画の推進状況は、毎年、総務省において統計法施行状況報告として取りまとめ、統計委員会に報告するとともに公表している

## ○基本計画の改定

- ・基本計画は、社会経済情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに変更
- ・現行基本計画は、第Ⅲ期計画に当たる(平成30年3月策定、令和2年6月に一部変更)令和5年3月で策定から5年経過となるため、次期基本計画(第Ⅳ期)を令和4年度中に策定する必要があること
- ・改定に際しては、総務大臣が、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めること

※統計法(平成19年法律第53号)(抜粋)

第4条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

4 総務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

# 基本計画の構成

○基本計画は、本文の記述としての第1～第4、並びに具体的な施策・取組をまとめた別表から構成される

基本計画の構成	概要
第1: 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針	公的統計の整備に当たっての方向性や横断的かつ重要な課題
第2: 公的統計の整備に関する事項	公的統計の整備に関する具体的な施策
第3: 公的統計の整備に必要な事項	公的統計の整備に関する施策を円滑かつ効率的に推進するために必要と考えられる事項や公的統計を取り巻く環境の整備に関する事項
第4: 基本計画の推進	基本計画の推進に関する事項
別表: 今後5年間に講ずる具体的施策	個別の施策・取組をまとめたもの

○これらの構成については、統計法の規定を踏まえたものであり、次期基本計画においても基本的に踏襲

※統計法第4条(基本計画)(抜粋)

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

○第2、第3は具体的な施策・取組に係る部分として、今後、各WGにてご審議をいただき  
本日は、基本計画の基本的な方針に当たる、第1の部分について、ご議論をいただきたい

# 基本計画における「基本的な方針」

＜参考＞これまでの基本計画における「基本的な方針」

基本計画	基本的な方針の項目
第Ⅰ期 (2009年3月13日 閣議決定)	第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公的統計が果たすべき役割</li> <li>2 公的統計の現状・課題</li> <li>3 施策展開に当たっての基本的な視点               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 統計の体系的整備</li> <li>(2) 経済・社会の環境変化への対応</li> <li>(3) 統計データの有効活用の推進</li> <li>(4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用</li> </ol> </li> </ol>
第Ⅱ期 (2014年3月25日 閣議決定)	第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 統計相互の整合性の確保・向上</li> <li>2 国際比較可能性の確保・向上</li> <li>3 経済・社会の環境変化への的確な対応</li> <li>4 正確かつ効率的な統計作成の推進</li> <li>5 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進</li> </ol>
第Ⅲ期 (2018年3月6日 閣議決定。2020年 6月2日一部変更)	第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 EBPMや統計ニーズへの的確な対応</li> <li>2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進</li> <li>3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上</li> <li>4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進</li> <li>5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化</li> </ol>

# 次期基本計画における「基本的な方針」について①

## ～公的統計を取り巻く情勢の変化～

次期基本計画に向けて検討を進めるに当たって考慮すべきと思われる、公的統計を取り巻く情勢の変化等としては、以下のようなものが考えられる

- ・社会経済におけるデジタル化の進展
- ・経済のサービス化の進展
- ・少子高齢化の進行、働き方など国民生活の変化
- ・グローバル化の進展
- ・地球温暖化対策等社会全体の課題への対応
- ・情報通信技術の進化
- ・各種データの利活用の重要性の高まり
- ・個人情報保護意識の高まり等調査環境の変化
- ・EBPMの普及に向けた取組
- ・公的統計への信頼回復の必要性 など

# 次期基本計画における「基本的な方針」について②

## ～「方針」の見直し～

- これまでの基本計画の「基本的な方針」においては、「公的統計の有用性の確保・向上」を目指すこととされている
  - 次期基本計画に向けては、4ページで見たような情勢の変化等を勘案すると、
    - ・我が国の社会経済が大きく変化していく中で、社会の重要な情報基盤として、それらの変化等に的確に対応し、社会に役立つ統計を体系的に整備していくことがより一層求められているのではないか
    - ・同時に、調査環境の変化等に対応し、情報通信技術や多様な情報源を適切に利活用して、正確かつ効率的に統計を作成していくことがより重要となっているのではないか
  - このため、次期基本計画においては、これらを踏まえたものとして、例えば、統計法の目的である、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」を目指すこととすることが考えられるのではないか
- ※統計法第1条(目的)
- 「この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」
- その上で、施策を展開していくに当たっての基本的な視点(例)と合わせて、次期基本計画における基本的な方針のイメージとして、次ページのようなものが考えられるのではないか

# 次期基本計画における「基本的な方針」について③ ～「方針」のイメージ(「視点」の例)～

## 次期基本計画の「基本的な方針」(イメージ)

### 公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保

#### <施策展開に当たっての基本的な視点の例>

- 社会経済の変化に的確に対応し、国民経済計算・経済統計を始めとする府省横断的な統計整備の推進
- 情報通信技術や多様な情報源の適切な活用などによる正確かつ効率的な統計作成の推進
- ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
- 統計の国際的な動向の把握及び国際比較可能性の確保・向上
- 品質の高い信頼される統計の作成及びそのための基盤整備

※EBPMについては、統計が貢献すべき重要な事項として引き続き第1の本文の中で記述

⇒ 今後の各WGにおける審議状況等も踏まえて、更にブラッシュアップをしていく

## その他(WGでの審議に当たって留意すべきと考えられる点について)

- 現行基本計画では、「別表」にて200以上の施策・取組について記載
- 社会経済の変化やニーズに対応した統計整備や改善などの新たな重要課題等に対し、限られたリソースの下で、実効性を上げていくためには、次期基本計画に掲載する施策等についても、重点化を図っていくことが必要ではないか
- このため、WGにおける個別施策・取組(現行計画から継続する事項も含む)に係る審議においては、
  - ・「基本的な方針」との関係性
  - ・公的統計の体系的整備の上での重要性や優先順位
  - ・実現可能性(受皿となる府省なども含めて)などを十分に考慮しながら、議論を進めていくこととしてはどうか

# (参考) 現行基本計画の構成について

はじめに

## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

- 1 EBPMや統計ニーズへの的確な対応
- 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進
- 3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上
- 4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進
- 5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

## 第2 公的統計の整備に関する事項

- 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
  - (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実
  - (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等
  - (3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化
- 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備
  - (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備
  - (2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備
  - (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備
  - (4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備
  - (5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備
  - (6) 交通関連施策に必要な統計の改善
  - (7) 不動産関連統計の改善・体系的整備
  - (8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実
- 3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

## 第3 公的統計の整備に必要な事項

### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

- (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用
- (2) オンライン調査の推進
- (3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

### 2 統計の品質確保

- (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上
- (2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上
- (3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援
- (4) 品質確保に向けた取組の強化

### 3 統計の利活用促進・環境改善

- (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進
- (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進
- (3) 統計リテラシーの向上
- (4) 報告者の理解の増進・公平感の確保
- (5) 大規模災害発生時等の備え

### 4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等

- (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等
- (2) 統計人材の確保・育成
- (3) 職場風土の確立、職員の意識改革

## 第4 基本計画の推進

別表 今後5年間に講ずる具体的施策